

◆ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）連携体制 ◆

（子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正に伴う対応について）

「乳児等のための支援給付」の創設に向けて、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域こども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（以下、「量の見込み手引」という）」が改正された（令和 7 年 9 月 29 日）。

◆ 改正後の基本指針では、子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）に、①乳児等通園支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」、②「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」が追加された。

① 計画済み

② 「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」

《設定方法》

地域における教育・保育施設と乳児等支援事業者との連携・接続の推進方策を設定する。

《追加分》

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との間で情報を共有することができる体制を整備し、円滑な連携・接続に努めます。

※今回新たに設定し、中間見直しの際に追加予定

《参考》

・ 令和 7 年 9 月 16 日内閣府事務連絡 一部抜粋

第 2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について
乳児等通園支援事業は、満 3 歳以上児の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満 3 歳児クラスの活用を働きかけることや、満 3 歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。

- ・国の Q&A（令和 7 年度こども誰でも通園制度に関する Q&A【第 4 版】令和 7 年 10 月 3 日改定）

（「具体的な記載内容とはどのようなものか」との問いに対する国の回答）
地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満 3 歳児クラスの活用を促進し、乳幼児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してゆく等の記載が考えられます。